

 雲仙市

防災マップ

災害に強い安心・安全なまちづくり



市民の皆様へ

—— 備えあれば憂いなし ——

このたび市民の皆様には風水害や地震に関する情報を提供し、災害に対して事前の備えに役立てていただくことを目的に「雲仙市防災マップ」を作成いたしました。

近年、日本列島はもちろん世界的に見ても地球温暖化など地球環境の変化による自然災害が多発しており、とかく忘れがちな災害が身近なものとして、危機感が高まってきております。

このような大雨や地震などの自然災害を私たち人間は止めることはできませんが、その被害を普段の備えと心構えによって、最小限に抑えることができます。

本市では「災害に強い安心・安全なまちづくり」を主要な施策として掲げ、様々な防災・減災の取り組みを進めておりますが、ひとたび発生した災害から自らを、そして地域を守るためには、何よりも市民の皆様一人ひとりに防災意識を高めていただき、自主防災組織の活動を活性化することが肝要であります。

この「防災マップ」は、土砂災害危険箇所や避難所などを掲載しており、様々な災害に対する知識と備えをまとめておりますので、ご家族で災害対策について話し合っていた際にぜひともご活用いただくとともに、自主防災組織などの活動にも役立てていただきますようお願いいたします。

結びに、この「防災マップ」を通じて、市民の皆様と行政が連携・協力し「災害に強いまちづくり」の実現にむけて、全力をあげて取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月 雲仙市長 金澤 秀三郎

マップの見方

- ・防災マップは、見やすい場所に置き、常に確認できるようにしてください。
- ・防災マップに表示してある危険箇所については、崖崩れ及び土石流等の発生する可能性のある場所を示しています。よって、その近く（特に、下流側の地域）については十分に注意してください。
- ・標高表示（10m、20m）については、津波高潮からの避難の目安として表示しました。
- ・指定避難所については、災害によって住居を失う等、被害を受けた人や受ける可能性のある人が一定の期間避難生活をする場所です。よって、災害から一時的に避難する場合は、指定緊急避難場所及び避難経路を各家庭又は自治会で決めておく必要があります。

索引

市民の皆様へ・索引	1	非常時持ち出し品の準備&チェック	8
噴火警戒レベル	2	自主防災組織	9
洪水・土砂	3	特別警報をご存知ですか？	10
風水害・台風	4	避難場所一覧表	11・12
地震	5	雲仙市全体図	13~16
火災	6	詳細図No.1~15	17~46
防災対策&チェック	7	防災に関する知識	巻末

発行：雲仙市 制作・著作：株式会社ゼンリン長崎営業所 作成：平成27年3月

「この地図は、長崎県知事の承認を得て、長崎県森林基本図(1/5,000)を使用し、調製したものである。{承認番号17林第875号(平成18年1月4日)}」

「この地図は、雲仙市長の承認を得て、同市発行の2千5百分の1基本図を使用し調製したものである。(承認番号)26雲管第245号」

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分1地方図、2万5千分1地形図及び電子地形図25000を使用した。

(承認番号 平26情使、第244-A84号)」

雲仙岳の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応
噴火警報	それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。
		レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。
火口周辺警報	火口から近所まで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。
	火口周辺	レベル2 火山周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。
噴火予報	火口内等	レベル1 平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

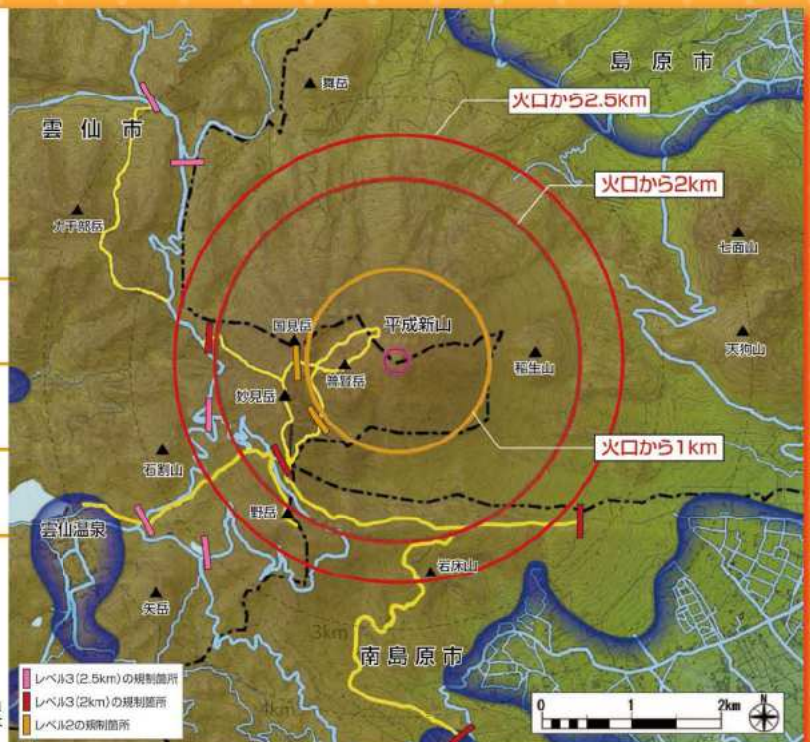
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/volcano.html>

■雲仙岳 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難。
レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者の避難等。
レベル3 (入山規制)	火口から概ね2~2.5 km以内立入禁止。 ○の範囲内
レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止。 ○の範囲内
レベル1 (平常)	警戒区域への立入り規制等。 — : 一般道 — : 登山道 ○ : 平成新山 ○ : 居住区域

この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています。



■この図は気象庁作成の雲仙岳の居住地域等の分布とレベルに応じた規制範囲図をもとに長崎県、雲仙市、南島原市、島原市と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、雲仙市にお問い合わせください。

*平成新山から噴火することを想定していますが、噴火の状況によっては、異なる火口から噴火する場合があります。

洪水・土砂

大雨などにより、川の水量の増加や地中にしみこんだ水分などが起因となり、大きな災害に発展する場合があります。事前にその災害のメカニズムを理解し、身近に起こりえる災害に対応しましょう。

川の氾濫

雨量の増加によってもたらされる氾濫には、川から水があふれたり堤防が決壊して起こる「外水氾濫」と、街中の排水が間に合わず、地下水路などからあふれ出す「内水氾濫」の2タイプがあります。

外水氾濫

大雨の水が川に集まり、川の水かさが増し堤防を越える。あるいは堤防を決壊させて川の水が外にあふれておきる洪水。氾濫が起きると一気に水かさが増しますので、最大の注意が必要。



内水氾濫

その場所に降った雨水や、周りから流れ込んできた水がはけきれずに溜まっておきる洪水。川の水位が何mに達すれば警報を出すなどの対応が難しいため、注意が必要。



土砂災害

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気づいた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難しましょう。また、日ごろから危険箇所や避難場所・避難経路を確認しておくことも重要です。

がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土壌量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるといったものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

風水害・台風

まずは、確実な情報が大事
その次に迅速な対応

大雨や強風はわたしたちに何度も大きな災害をもたらしています。
ふだんから気象情報に十分注意し、避難の際もみんなで協力しましょう。



大雨情報をキャッチ！ こんなときのわが家の安全対策。

大雨注意報・警報 の発表基準

大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれ
があると予測される場合。

平坦地：3時間雨量が70mm以上
平坦地以外：1時間雨量が40mm以上

大雨警報

大雨による重大な災害が発生する
おそれがあると予測される場合。

平坦地：3時間雨量が110mm以上
平坦地以外：1時間雨量が60mm以上

雨の強さと降り方

(1時間雨量:mm)

10mm 以上～20mm 未満	20mm 以上～30mm 未満	30mm 以上～50mm 未満	50mm 以上～80mm 未満	80mm 以上～
雨の音で話し声がよく聞き取れない。	ワイパーを速くしても見づら。側溝や下水、小さな川があふれる。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。	マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生する恐れが強、厳重な警戒が必要。

風の強さと吹き方

(平均風速:m/秒)

10m/秒 以上～15m/秒 未満	15m/秒 以上～20m/秒 未満	20m/秒 以上～25m/秒 未満	25m/秒 以上～
風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	しっかりと身体を確保しないと転倒する。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。	立ってられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れはじめる。

台風

(平均風速:m/秒)

日本には毎年多数の台風が接近あるいは上陸し、たびたび大きな被害をもたらします。
台風の接近が予想される際は、台風情報に十分注意し、被害のないように備えることが必要です。

大きさ	風速 15m/秒 以上の半径	強さ	最大風速
大型 (大きい)	500km 以上～800km 未満	強い	33m/秒 以上～44m/秒 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上	非常に強い 猛烈な	44m/秒 以上～54m/秒 未満 54m/秒 以上

集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して降る豪雨で、梅雨の終わりごろによく発生します。
発生の予測は比較的困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、
気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- ◆ ラジオやテレビなどの気象情報に注意する。
- ◆ 早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える。
- ◆ 市や防災関係機関の広報をよく聞いておく。
- ◆ 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- ◆ 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- ◆ 浸水に備えて家財道具は高い場所へ移動する。
- ◆ 非常時持出品を準備しておく。
- ◆ 危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする。

つねに気象情報には、
注意しておきましょう！



地下道 (アンダーパス) に注意！

アンダーパスとは、道路や鉄道など立体交差する場合、その下を通る地下道をいいます。大雨・洪水などにより、アンダーパスの道路は真っ先に浸水してしまいます。普通自動車の場合、約30cmの浸水で走行困難になりますので注意が必要です。

地震

地震発生時の時間経過別行動マニュアル

地震発生

1~2分

最初の大きな揺れは約1分間

- ◆まず、身を守る安全確保 手近な座布団などで頭を保護
- ◆すばやく火の確認 ガスの元栓、コンセント
- ◆大きな揺れの場合は、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所に一時避難する



揺れがおさまったら

- ◆火元を確認 火が出たら、落ち着いて初期消火
- ◆家族の安全を確認 倒れた家具の下敷きになっていないかを確認
- ◆靴をはく 家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく
- ◆避難するときは、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等へ注意
- ◆津波などの危険が予想される地域はすぐ避難



みんなの無事を確認 火災の発生を防ぐ

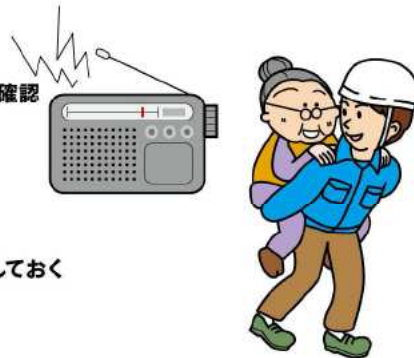
- ◆隣近所に声をかけよう ◆災害弱者の安全確保 隣近所で助け合う
- ◆行方不明者はいないか ◆ケガ人はいないか
- ◆初期消火 消火器を使う バケツリレー 風呂の水はため置きをしておく
- ◆漏電・ガス漏れに注意 ◆電気のブレーカーを下ろす・ガスの元栓を閉める ◆余震に注意

3分

5分

ラジオなどで正しい情報を得る

- ◆大声で知らせる ◆救出・救護を ◆防災機関、自主防災組織の情報を確認
- ◆デマにまどわされないように ◆避難時に車は極力使用しない
- ◆電話は緊急連絡を優先する



10分
数時間

協力して消火活動、救出・救護活動

- ◆水、食料は蓄えているものでまかなう 3日間の飲料水と食料の備蓄をしておく
- ◆災害・被害情報の収集 ◆無理はやめよう
- ◆助け合いの心が大切 ◆壊れた家に入らない



屋内に
いた場合

家中

- ◆揺れを感じたら、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所へ避難する。
- ◆火の確認はすみやかに(コンセントやガスの元栓の処置も忘れずに)。
- ◆乳幼児や病人、高齢者など災害弱者の安全を確保する。
- ◆裸足で歩き回らない(ガラスの破片などでケガをする)。

集合住宅

- ◆ドアや窓を開けて避難口を確保する。避難にエレベーターは絶対に使わない。炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。



デパート・スーパー

- ◆カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。

劇場・ホール

- ◆カバンなどで頭を保護し、座席の間に身を隠し、係員の指示を聞く。
- ◆あわてずに冷静な行動をとる。

屋外に
いた場合

路上

- ◆その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などに避難する。
- ◆近くに空き地などがいないときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ◆ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- ◆倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。

車を運転中

- ◆ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両などの通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- ◆揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カーラジオで情報を収集する。
- ◆避難が必要なときは、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。

海岸付近

- ◆高台へ避難し津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。



電車などの車内

- ◆つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- ◆途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- ◆乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる。



火災

1人で消せるだろうと考えず、隣近所に火事を知らせ、すみやかに119通報を。
初期消火で火事を消せなかったら、すばやく避難しましょう。

初期消火の3原則

1 早く知らせる

- 「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声が出なければやかんなどを叩き、異変を知らせる。
- 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む。

2 早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。
- 水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなど手近なものを活用する。



火元別初期消火のコツ

油なべ

あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火を。

ストーブ

消火器は直接火元に向けて噴射する。石油ストーブの場合は粉末消火器で。消火器がない場合は、水にぬらした毛布などを手前からすべらせるようにかぶせ、空気を遮断する。

衣類

着衣に火がついたら転げまわって消すのも方法。髪の毛の場合なら衣類(化繊は避ける)やタオルなどを頭からかぶる。

風呂場

風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火を。

電気製品

いきなり水をかけると感電の危険が。まずコードをコンセントから抜いて(できればブレーカーも切る)消火を。

カーテン・ふすま

カーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけ、その上で消火を。

3 早く逃げる

- 天井に火が燃え移った場合は、速やかに避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。



粉末・強化液消火器の場合

消火器の使い方



消火器のかまえ方

- 風上に回り風上から消す。炎にはまともに正対しないように。
- やや腰を落して姿勢をなるべく低く。熱や煙を避けるように構える。
- 燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。

火災予防が一番!!

住宅用火災警報器の設置義務化

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

火災による死傷者を無くすためにも設置しましょう。

火災警報器の設置場所

- 寝室…すべての寝室(子供部屋や老人の居室など就寝に使われている場合は対象となります)への設置が必要です。
- 階段…寝室のある部屋の階段の天井などへの設置が必要です。
- 台所…台所への設置もおすすめします。



警報器



住宅内取付位置図

防災対策&チェック

事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

家の中の安全対策

家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換える。

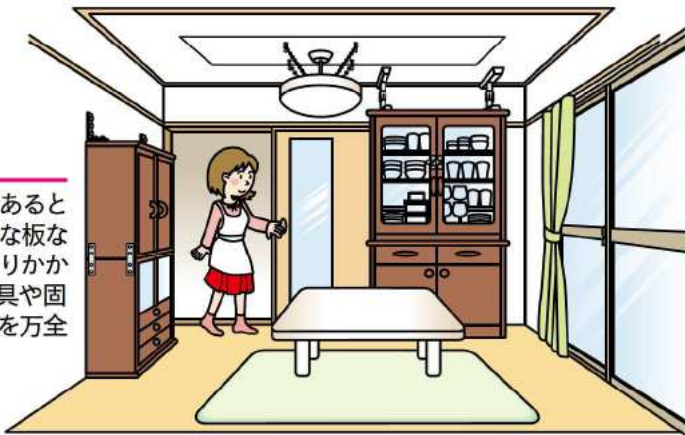
寝室、子どもやお年寄りのいる部屋には家具を置かない

就寝中に地震に襲われると危険。子どもやお年寄り、病人などは逃げ遅れる可能性がある。



家具の転倒を防ぐ

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろなものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。

家具の転倒、落下を防ぐポイント

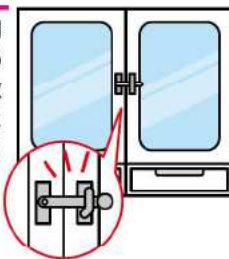
タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。



食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



照明

チェーンと金具を使って数か所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。



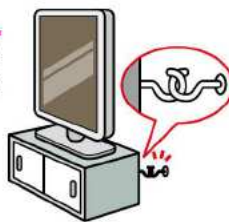
冷蔵庫

扉と扉の間に針金などを巻いて、金具で壁に固定する。



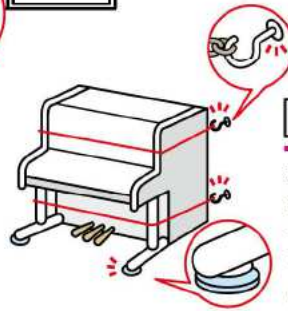
テレビ

できるだけ低い位置に固定して置く(家具の上はさける)。



ピアノ

本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。



家の周囲の安全対策

屋根

不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

窓ガラス

飛散防止フィルムをはる。

ベランダ

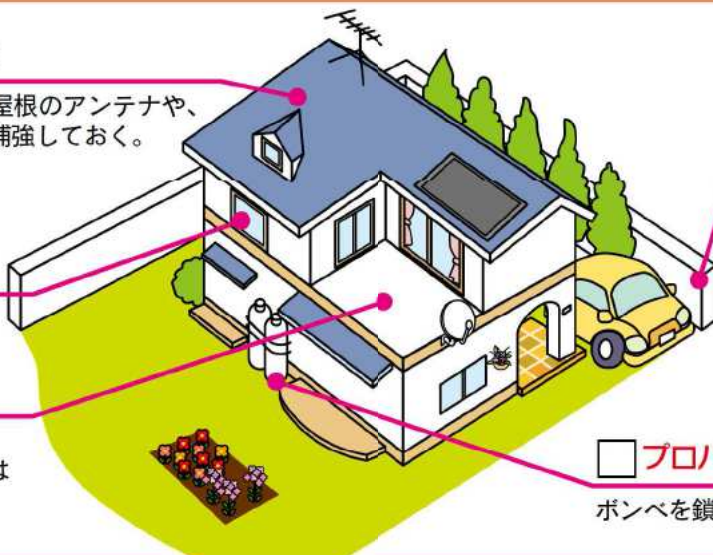
植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。

ブロック塀・門柱

土中にしっかりと基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

プロパンガス

ボンベを鎖で固定しておく。



非常時持ち出し品の準備&チェック

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。

事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

非常時 持ち出し品 (例)

携帯ラジオ



- ラジオ
- 電池(多めに用意)

救急医療品



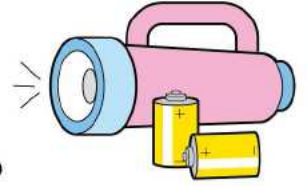
- 常備薬
- 傷薬
- 風邪薬
- 鎮痛剤
- 絆創膏
- 包帯
- 胃腸薬

貴重品



- 現金
- 印鑑
- 健康保険証
- 預金通帳
- 免許証
- 権利証書

懐中電灯



- 懐中電灯
(できれば一人にひとつ)
- 電池(多めに用意)



非常食品等

火を通さなくて食べられるもの、食器など

- 非常用食品
- 缶切り
- 紙皿
- 水筒
- 缶詰
- ミネラルウォーター
- 栓抜き
- 紙コップ



その他

- 衣類(下着・上着など)
- 生理用品
- 離乳食
- ウェットティッシュ
- ヘルメット
- ラップフィルム
(止血や食器にかぶせて使う)
- 防災マップ(本書)
- タオル
- 粉ミルク
- 紙おむつ
- カッパ
- ライター
- 携帯電話の充電器

非常時用 備蓄品(例)

災害復旧までの数日間(最低3日)を生活できるようにチェック☑しましょう。

飲料水



- 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター(1人1日3リットルを目安に)
- 貯水した防災タンクなど

非常食品



- お米(缶詰・レトルト・アルファ米も便利)
- 缶詰・レトルト食品
- 梅干し・調味料など
- ドライフーズ・チョコレート・アメ(菓子類など)

燃料



- 卓上コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料

その他



- 生活用水(風呂・洗濯機などに貯水)
- 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
- 調理器具(なべ・やかんなど)
- バケツ・各種アウトドア用品など

定期点検!

非常時持ち出し品は定期的に点検を!

いざというときに支障がないように、食品類の賞味期限や持ち出し用品の不備を定期的に点検しましょう。

避難生活が長引くときに便利なもの

携帯トイレ、使い捨てカイロ、裁縫セット、ガムテープ、地図、さらし、筆記用具(マジックなど)スコップなど。



阪神・淡路大震災で役に立ったもの

ポリタンク、ホイッスル、予備の眼鏡・補聴器、ビニールシート、新聞紙、補助用具としてロープ、スコップ、パールやハンマー、のこぎり、車のジャッキなど。

非常時持ち出し品は、使用するとき支障のないように、定期的に点検しておきましょう。とくに食品や飲料水の賞味期限はまめにチェックし、賞味期限がせまったものから順に入れ替えておきましょう。

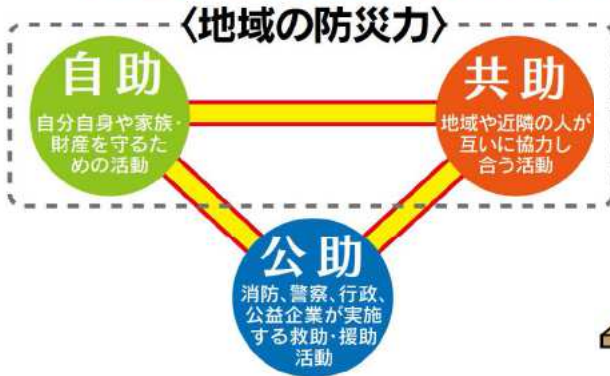
自主防災組織

災害に強い地域をつくりませんか？

地域の防災力

災害発生時には、自助・共助・公助の連携により人的・物的被害を軽減することができます。
ひとたび大規模な災害が発生したときには、公的機関が行う活動(公助)は交通網の寸断や同時多発火災などにより十分対応できない可能性があるため、個人の力で災害に備える(自助)とともに、地域での助け合い(共助)による地域の防災力が重要となります。

災害に強い地域づくりを目指して、災害時の被害を軽減するため、「自主防災組織」活動を通じて、共助の強化、地域の防災力の強化に向けた取組を始めてみませんか？



1. 自主防災組織とは？

- 災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」と言います。
- 平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給食給水などの活動を行います。



2. なぜ、自主防災組織が必要なの？

- 大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。
このような時、地域の皆さんが一緒になって協力し、災害や避難に関する情報の伝達、避難誘導、安否確認、救出・救護活動に取り組むことで被害の軽減を図る事ができます。また、活動を迅速に進めるためには「お互いに顔の見える関係」の中で、事前に地域内で役割分担を決めておくことが有効です。
より効率よく、さまざまな活動をするためにも事前の準備(=体制づくり)が重要です。

○各班の日頃(平常時)と緊急時(災害発生時)の活動内容は概ね次のような役割になります。

	情報班	消火班	避難誘導班	救出救護班	給食・給水班
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に対しての連絡体制、手段の検討 ○情報収集・伝達訓練の実施 ○防災意識の啓発、高揚に関する広報 ○公的防災機関との連携確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練の実施 ○消火用水の確保、確認 ○出火防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に避難路、避難場所を把握 ○避難誘導訓練の実施 ○避難路の安全点検 ※危険箇所(がけ、プロック塀)などの確認等 ○災害時要援護者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当、衛生知識の普及 ○救命講習への参加 ○応急医薬品、救助資機材の確保、点検 ○技能、ノウハウを持った住民の把握 ○救助用資機材の点検・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水の個人備蓄についての普及啓発 ○炊き出し訓練の実施 ○炊き出し用資機材の確保、点検
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報を住民に対して正確かつ迅速に伝達 ○地域内の被害情報を収集し、本部へ報告 ○混乱回避、出火防止等の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ※消防署、消防団の到着までの延焼拡大を防ぐのが基本ですので無理はしないこと!! ○情報班と連携しての出火防止等の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報班と連携しての避難の呼びかけ ○安全な経路を選択しての避難誘導 ○災害時要援護者の避難支援 ○避難地での安否確認 ○安否確認による救出救護班への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導班と連携しての速やかな救出 ※救出活動は危険を伴う場合があるため、二次災害に十分注意して下さい。 ○負傷者の搬送、応急手当の救護 ○避難所・救護所での救護活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料や水、救援物資等の受入、配布 ○必要に応じて炊き出し

特別警報 をご存知ですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- ◆尋常でない大雨や津波などが予想されています。
- ◆重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ◆ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

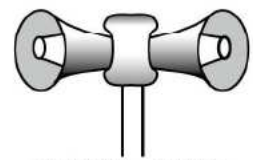
特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



テレビ・ラジオ



インターネット・気象庁ホームページ



防災無線・広報車

「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。

これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
 電話 : 03-3212-8341 FAX: 03-6689-2917 (耳の不自由な方向け)
 気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp>
 特別警報について
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>

災害用伝言ダイヤルの使い方

災害用伝言ダイヤルとは？

NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否などの情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。

伝言の録音	171-1-●●●●-●●-●●●●	(自宅の電話番号、または連絡を取りたい方の電話番号)	伝言保存期間	録音してから 48 時間
伝言の再生	171-2-●●●●-●●-●●●●		伝言蓄積数	1電話番号あたり10伝言まで
伝言内容(時間)	1 伝言あたり 30 秒以内		利用可能電話	一般電話(フッシュ回線、ダイヤル回線)、ISDN、ひかり電話、公衆電話、携帯電話(一部除く)等

避難場所一覧表

指定避難場所

災害による家屋の倒壊などで、居住場所を確保できなかった人たちの収容保護を目的として、物資の運搬・集積・炊事・宿泊などの利便性を考慮したうえで、学校・公民館・公共建築物などを指定しています。

No.	町名	避難場所	TEL (0957)	FAX (0957)	〒	住所	標高	AED	備考	指定緊急避難場所	指定避難所	MAP 番号
1	国見	県立国見高等学校	78-2125	78-2126	859-1321	国見町多比良甲1020	21	○		○	○	2-C-8
2	国見	多比良小学校	78-2031	78-2073	859-1323	国見町多比良丙724	30	○		○	○	2-C-7
3	国見	多比良地区馬場集落センター			859-1323	国見町多比良丙698-2	27				○	2-C-7
4	国見	八斗木小学校	78-2319	78-2319	859-1317	国見町土黒庚337	120	○		○	○	5-B-6
5	国見	国見町文化会館(まほろば)	78-3977	78-5335	859-1311	国見町土黒甲1079-1	10	○		○	○	2-B-7
6	国見	国見総合福祉センター	78-0596	78-1973	859-1311	国見町土黒甲1063	10	○		○	○	2-B-7
7	国見	国見農村環境改善センター	78-1100	78-5526	859-1311	国見町土黒甲1079	10	○		○	○	2-B-7
8	国見	土黒小学校	78-2069	78-2076	859-1312	国見町土黒乙100	20	○		○	○	2-C-6
9	国見	国見体育館	78-1100	78-5526	859-1312	国見町土黒乙392-1	22			○	○	2-C-5
10	国見	国見中学校	78-3271	78-3272	859-1312	国見町土黒乙370	22	○		○	○	2-C-5
11	国見	遊学の館くにみ	78-3344	78-3555	859-1303	国見町神代丙1230-1	44	○		○	○	2-D-3
12	国見	神代小学校	78-2732	78-2731	859-1303	国見町神代丙250	5	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	2-B-3
13	国見	国見武道館	78-1100	78-5526	859-1303	国見町神代丙269-1	8			○	○	2-B-3
14	国見	神代地区多目的研修集会施設	78-2955		859-1303	国見町神代丙286-1	8	○		○	○	2-B-3
15	国見	国見総合運動公園	-		859-1303	国見町神代丙1230-1	30			○		2-D-3
16	瑞穂	西郷小学校	77-2043	77-2164	859-1202	瑞穂町西郷甲1165-1	32	○		○	○	1-C-9
17	瑞穂	岩戸小学校	77-2016	77-2032	859-1205	瑞穂町西郷丁487-1	116	○		○	○	5-C-1
18	瑞穂	瑞穂中学校	77-2015	77-2653	859-1206	瑞穂町西郷辛1135-1	11	○		○	○	1-C-7
19	瑞穂	瑞穂町公民館	77-2125	77-2653	859-1206	瑞穂町西郷辛1060	10	○		○	○	1-C-7
20	瑞穂	ふれあい会館	77-4111	77-2751	859-1206	瑞穂町西郷辛621-8	5	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	1-B-7
21	瑞穂	ヘルシー会館	77-4111	77-3102	859-1206	瑞穂町西郷辛621-8	5	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	1-B-7
22	瑞穂	瑞穂体育館	77-2125	77-3904	859-1206	瑞穂町西郷辛1060	10			○	○	1-C-7
23	瑞穂	瑞穂農業者健康管理施設	-		859-1206	瑞穂町西郷辛1135-23	10			○	○	1-C-7
24	瑞穂	大正小学校	77-2069	77-2069	859-1215	瑞穂町古部甲81	25	○		○	○	1-D-6
25	吾妻	鶴田小学校	38-2008	38-2359	859-1104	吾妻町古城名159-1	11	○		○	○	4-A-2
26	吾妻	吾妻体育館	38-3100		859-1106	吾妻町大木場名170-1	10	○		○	○	4-B-1
27	吾妻	吾妻中学校	38-3127	38-3163	859-1106	吾妻町大木場名190-1	11	○		○	○	4-B-1
28	吾妻	吾妻町ふるさと会館	38-3108	38-3119	859-1107	吾妻町牛口名537-1	11	○		○	○	3-B-9
29	吾妻	川床小学校	38-2036	38-2046	859-1114	吾妻町川床名129	68	○		○	○	4-E-2
30	吾妻	大塚小学校	38-3028	38-3219	859-1115	吾妻町永中名54	5	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	3-C-8
31	吾妻	吾妻武道場	38-3100	-	859-1106	吾妻町大木場名190	11			○		4-B-1
32	吾妻	吾妻就業改善センター	-		859-1106	吾妻町大木場名63	9	○		○		3-B-9 4-B-1
33	吾妻	吾妻保健センター	38-6408		859-1107	吾妻町牛口名430	11	○		○		3-B-9 4-B-1
34	吾妻	吾妻農村広場	-	-	859-1105	吾妻町田之平名200-3	10			○		4-B-2
35	吾妻	サンスポーツランドあづま	-	-	859-1113	吾妻町布江名541	53			○		4-D-2
36	吾妻	白山公園	-		859-1116	吾妻町阿母名1048-3	19			○		3-C-7
37	吾妻	阿母崎公園	-		859-1116	吾妻町阿母名	16			○		3-C-6
38	愛野	愛野小学校	36-0024	36-0120	854-0302	愛野町乙566	4	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	3-E-4 6-A-4
39	愛野	愛野町公民館	36-0616		854-0302	愛野町乙526	4	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	3-E-4 6-A-4
40	愛野	愛野中学校	36-0050	36-2602	854-0302	愛野町乙1674	21	○		○	○	6-A-4
41	愛野	愛野保健福祉センター	36-3236	36-3471	854-0302	愛野町乙493-6	4	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	3-E-4 6-A-4
42	愛野	愛野農業者トレーニングセンター	36-2111		854-0302	愛野町乙493-1	4		※高潮・津波避難時は除く	○	○	3-E-4 6-A-4
43	愛野	愛野農業者研修センター			854-0302	愛野町乙768	7			○		3-E-5
44	愛野	愛野運動公園	36-1600	36-1600	854-0302	愛野町乙1375	19	○		○		6-A-5
45	愛野	愛野武道場	36-0616		854-0302	愛野町乙526-1	4		※高潮・津波避難時は除く		○	3-E-4 6-A-4
46	千々石	千々石町公民館	37-2520		854-0405	千々石町戊315-6	25	○		○	○	7-E-2
47	千々石	千々石保健センター	37-2001	37-2639	854-0405	千々石町戊582	36			○	○	7-E-2
48	千々石	千々石老人福祉センター橋荘	37-2755	37-2564	854-0405	千々石町戊762	27	○		○	○	7-E-2 9-A-3
49	千々石	千々石デイサービスセンター	37-3658		854-0405	千々石町戊762	27			○	○	7-E-2 9-A-3
50	千々石	千々石第一小学校	37-2016	37-2035	854-0405	千々石町戊294	27	○		○	○	7-E-2
51	千々石	木場ふれあいセンター	37-2080		854-0407	千々石町庚669	154	○		○	○	9-C-5
52	千々石	千々石第二小学校	37-2058	37-2922	854-0407	千々石町庚1450	163	○		○	○	9-C-5

No.	町名	避難場所	TEL (0957)	FAX (0957)	〒	住所	標高	AED	備考	指定緊急 避難場所	指定 避難所	MAP 番号
53	千々石	千々石中学校	37-2049	37-3070	854-0406	千々石町己305	58	○		○	○	7-D-3
54	千々石	下岳公民館			854-0407	千々石町庚3672	322			○	○	9-D-9
55	千々石	下峰多目的集会所・下峰児童館	37-3208	37-2639	854-0403	千々石町丙2082-2	5	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	7-D-1 6-D-9
56	小浜	旧木津保育園			854-0516	小浜町富津864	47			○	○	9-C-2
57	小浜	富津小学校	74-2401	75-0357	854-0516	小浜町富津3221	46	○		○	○	9-D-3
58	小浜	県立小浜高等学校	74-4114	75-0401	854-0595	小浜町北野623	37			○	○	9-E-5 11-A-5
59	小浜	石合公園駐車場	—		854-0515	小浜町北野1071-8	6		※高潮・津波避難時は除く	○		11-B-4
60	小浜	小浜小学校	74-2822	74-2709	854-0514	小浜町北本町550	36	○		○	○	11-C-5
61	小浜	小浜町文化館	74-3810		854-0514	小浜町北本町819-1	19	○		○	○	11-C-4
62	小浜	小浜公会堂			854-0514	小浜町北本町848	15	○		○	○	11-C-4
63	小浜	小浜老人福祉センター	75-0620 75-0062	75-0622	854-0514	小浜町北本町14-3	4	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	11-C-4
64	小浜	夕日の広場駐車場	—		854-0514	小浜町北本町14-3	4		※高潮・津波避難時は除く	○		11-C-4
65	小浜	マリナーパーク	—		854-0514	小浜町北本町905-70	2		※高潮・津波避難時は除く	○		11-C-4
66	小浜	小浜神社公園	—		854-0514	小浜町北本町北湯ノ先	32			○		11-D-4
67	小浜	小浜中学校	74-2737	74-2703	854-0513	小浜町南本町290	104	○		○	○	11-D-4
68	小浜	マリナー広場	—		854-0517	小浜町マリナー3	5		※高潮・津波避難時は除く	○		11-D-3
69	小浜	温泉公園	—		854-0513	小浜町南本町120-8	5		※高潮・津波避難時は除く	○		11-D-3
70	小浜	小浜体育館	74-2502		854-0513	小浜町南本町7-10	4	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	11-E-3
71	小浜	とげん山公園	—		854-0513	小浜町南本町1094	125			○		11-D-5
72	小浜	木指小学校	74-2623	75-0359	854-0512	小浜町北木指680-第2	33	○		○	○	11-E-3
73	小浜	北串小学校	74-9011	74-9011	854-0502	小浜町山畑334-5	136	○		○	○	14-C-1
74	小浜	北串住民センター			854-0502	小浜町山畑1755	151			○	○	14-C-2
75	小浜	小田山公民館	74-2108		854-0511	小浜町南木指2293	270			○	○	14-B-7
76	小浜	雲仙小学校	73-2108	73-2109	854-0621	小浜町雲仙386	646	○		○	○	12-C-2
77	小浜	やまびこ会館	73-2482	73-3546	854-0621	小浜町雲仙292-1	675			○	○	12-B-2
78	小浜	雲仙メモリアルホール	73-2482	73-3546	854-0621	小浜町雲仙292-1	675	○		○	○	12-A-2
79	小浜	木場自治会集会所			854-0505	小浜町木場712	152			○	○	14-B-5
80	小浜	木津漁民集会所			854-0516	小浜町富津846	6		※高潮・津波避難時は除く	○	○	9-C-1
81	小浜	富津漁民集会所			854-0516	小浜町富津2616-3	2		※高潮・津波避難時は除く	○	○	9-D-3
82	小浜	山嶺公民館	—		854-0515	小浜町北野2085	65			○	○	9-E-5
83	小浜	北野公民館	74-2331		854-0515	小浜町北野820-1	16			○	○	11-A-5
84	小浜	南本町公民館			854-0513	小浜町南本町7-13	4	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	11-E-3
85	小浜	木指公民館	—		854-0512	小浜町北木指87	4	○	※高潮・津波避難時は除く		○	11-E-3 14-A-2
86	小浜	金浜公民館	—		854-0504	小浜町金浜2260-1	5		※高潮・津波避難時は除く	○	○	14-B-1
87	小浜	飛子公民館	—		854-0503	小浜町飛子1883	5		※高潮・津波避難時は除く	○	○	13-C-8
88	南串山	南串第一小学校	88-2013	88-2006	854-0701	南串山町甲2480	45	○		○	○	13-E-7
89	南串山	ハマユリックスホール	88-3305		854-0702	南串山町乙2-15	5	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	13-E-6
90	南串山	南串山保健福祉センター	88-2940	88-2943	854-0702	南串山町乙2-15	5	○	※高潮・津波避難時は除く	○	○	13-E-6
91	南串山	南串中学校	88-2023	88-3464	854-0703	南串山町丙9705	24	○		○	○	13-E-5 15-A-4
92	南串山	南串山総合支所別館	88-3111	88-3870	854-0703	南串山町丙10538-4	54	○		○	○	15-A-3
93	南串山	南串山文化センター	88-3357		854-0703	南串山町丙1515	6		※高潮・津波避難時は除く	○		15-A-3
94	南串山	南串第二小学校	88-2009	88-2004	854-0703	南串山町丙1622	54	○		○	○	15-A-3
95	南串山	南串山コミュニティセンター	—		854-0703	南串山町丙9696-1	37	○		○	○	13-E-5 15-A-4

福祉避難所

避難場所に避難することが困難となる乳幼児・妊産婦・高齢者及び障がい者が避難する施設として指定しています。

No.	地区	施設名	MAP 番号
6	国見	国見総合福祉センター	2-E-7
19	瑞穂	瑞穂町公民館	1-C-7
28	吾妻	吾妻町ふるさと会館(和室)	3-E-9
41	愛野	愛野保健福祉センター	3-E-4, 6-A-4
48	千々石	千々石老人福祉センター橋荘	7-E-2, 9-A-3
63	小浜	小浜老人福祉センター	11-C-4
90	南串山	南串山保健福祉センター	13-E-6

防災に関する知識

緊急時の 連絡先

消防・救急は **119番**

警察は **110番**

雲仙市役所 市民生活部 市民安全課	0957-38-3111
雲仙警察署(管轄区域:雲仙市全域)	0957-75-0110
小浜消防署(管轄区域:千々石町、小浜町、南串山町)	0957-74-3231
小浜消防署 愛野分署(管轄区域:吾妻町、愛野町)	0957-36-0180
小浜消防署 雲仙分駐所(管轄区域:雲仙地区)	0957-73-2283
小浜消防署 火災情報テレホンサービス	0957-74-3255
島原消防署	0957-62-0119
島原消防署 北分署(管轄区域:国見町、瑞穂町)	0957-78-2870
島原消防署 火災情報テレホンサービス	0957-62-6200
九州電力島原営業所(http://kyuden.jp/)	0120-986-404
雲仙市水道課、下水道課	0957-38-3111

日常の心得

災害は、いつ発生するかわかりません。日頃からの備えが大切です。日頃から気象情報について、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどを通じて把握するよう努めましょう。

連絡方法 の確認

災害発生時は、家族や知人と連絡が取れなくなることがあります。事前に話し合い、連絡方法を確認しておきましょう。なお、電話会社各社では、大規模な災害発生時に災害用伝言ダイヤルなどを利用できます。事前に利用方法を確認しておきましょう。

社団法人電気通信事業者協会 《災害時の電話の利用方法》 <http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>

NTT西日本 《災害用伝言ダイヤル171》 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

NTTドコモ 《iモード災害用伝言板サービス》 <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html>

au 《災害用伝言板サービス》 <http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

SoftBank 《災害用伝言板サービス》 <http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

緊急速報 メール

「緊急速報メール」により、緊急情報を配信します。

市では、災害時の避難勧告などの緊急情報をより多くの人にお伝えするため、緊急時に市内にいる人の携帯電話へ「緊急速報メール」の配信を行います。

- 「緊急速報メール」とは、避難勧告などの緊急情報を市内にいる人の携帯電話(NTTドコモ、au、ソフトバンク)へ一斉にメールを配信するものです。
※機種により「緊急速報メール」を受信できない場合や受信設定が必要となる場合がありますので、詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。
- 配信する情報は、避難勧告や避難指示など、緊急かつ重要な情報です。
- 携帯電話を利用する人の費用負担や事前のメールアドレス登録は必要ありません。

